

化学物質情報伝達のシステム構築 経産省



経済産業省は、適切な化学物質管理を行うには、原材料メーカーからセットメーカーまでが一体となった情報伝達の仕組み作りが不可欠として、REACH や GHS などの国際動向を視野に入れた論議を本格化します。2006年8月30日に開かれた産構審化学物質政策基本問題小委員会で、我が国の電子・電気業界における先進的な取り組みや、化学品メーカーが実施する MSDS 制度などを紹介し、サプライチェーン(SC)全体の化学物質管理を進めるための伝達システム構築に向けた具体的検討を行いました。委員会では、伝達情報を①化学物質を取り扱う場合の安全管理を目的とするもの、②製品への含有量管理を目的とするもの、に分類し、それぞれに適した基盤整備の進め方について論議が行われました。

安全管理を主目的としたツールとしては、化学品の製造、流通業者に義務付けられた MSDS 制度がよく知られています。一次情報としてのハザードデータは、費用を負担したデータ取得者に所有権があると考えられることから、一般的に MSDS にはサマリー(概要)を記載しています。また、ハザードの分類結果や取扱情報などは事業者間で伝達されることが多く、消費者にはラベルなどで表示する方法が取られています。

一方、製品含有化学物質管理については、欧州 ELV 指令に対応した自動車業界や、国際標準化をリードするかたちで対応を進めてきた電子・電気業界の取り組みがモデルケースになります。とくに電子・電気業界は、膨大な部品・部材管理を行うため、SC に対して徹底的な含有物質調査を実施することでグリーン調達を構築しました。

しかし、安全情報、含有物質情報ともに消費者、廃棄物処分業者などに対する情報提供は伝達ツールが共通化されておらず、早急な対応が求められるとされました。またリスク削減に向けて必要となる情報の内容や程度は主体によってことなるため、伝達・表示する手段についてもさらなる検討が必要となります。

これに関連して、川上に位置する化学メーカーから川下産業まで 54 社 1 団体が参加する「アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)」が 2006 年 9 月 11 日に正式に発足しました。同協議会は、SC における製品含有化学物質の適切な管理と円滑な情報開示の促進を目的とするもので、製品含有化学物質をめぐる国際潮流を踏まえ、川上産業から川下産業まで SC 全体が連携し、適正管理と情報伝達の仕組みの共有化を図ります。具体的には、製品含有化学物質ガイドラインの作成と普及、情報記述シートの作成と普及などに着手し、標準化を推進します。これにより、川上から川下までの化学物質管理や情報伝達に関する考え方や手法の統一が図れ、川中に多い中小企業の取り組みへの支援も促進されると考えられています。

上記の JAMP 会員でもある当社では RoHS 規制 6 物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、六価クロム化合物、カドミウム及びその化合物、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテル)を始めとする、製品中の各種有害物質の分析に実績がございます。製品に含有される有害化学物質については、ぜひ一度ご相談ください。

資料 2006 年 9 月 1 日付 化学工業日報
2006 年 9 月 12 日付 化学工業日報

機器分析箇所 有賀久枝